

産業建設委員会記録

開 会 年 月 日	令和 8 年 6 月 25 日	
開 会 時 刻	午前 9 時 57 分	
閉 会 時 刻	午前 11 時 04 分	
出 席 委 員 名	◎岡田善行 ○上村和生 森下知世 中村栄治	
	青沼陽一郎 宮本 晃 大西要一 宿 典泰	
	北村 勝 議長	
欠 席 委 員 名	なし	
署 名 者	森下知世 中村栄治	
担 当 書 記	森田晃司	
審 査 案 件	議案第49号	令和 8 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）（産業建設委員会関係分）
	議案第67号	市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 8 年度～令和 9 年度橋梁架替（上部工）工事（A 1 ～ P 3 ）】の受託事業契約について
	議案第68号	高向小俣線道路整備工事の請負契約の変更について
	議案第72号	市道の路線の認定について
	継続調査案件	観光振興に関する事項 ・伊勢市の宿泊税導入について
	継続調査案件	内宮周辺駐車場のあり方に関する事項 ・政策提言の実施について
審 査 案 件	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長、総務部長、	
	総務部参事、その他関係参与	

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に森下委員、中村委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、6月22日の本会議において審査付託を受けた「議案第49号 令和8年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設委員会関係分」外3件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することを決定した。

次に、継続調査となっている「観光振興に関する事項」及び「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」を順次議題とし、「観光振興に関する事項」については、当局から説明を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定し、「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」については、政策提言の協議を行い、文面について次回改めて委員会に諮ること及び引き続き調査を行うことを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎岡田善行委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、森下委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、6月22日の本会議におきまして、産業建設委員会に審査付託を受けました4件、「観光振興に関する事項」及び「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」の合わせて6件であります。

案件名につきましては、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第49号 令和8年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）（産業建設委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、補正予算書12ページをお開きください。

「議案第49号 令和8年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

款8観光費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

今回、743万円という数字で補正があるわけでありますけれども、観光誘客課から出ておるこの事業ですけれど、増額補正ということが書いてありますけれども、前回予算を出されたときに幾らあって、743万円を増額すると幾らの施策になるのかちょっと教えてください。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

この事業につきましては、当初の予算の中では、英国での事業というか、海外現地でのPR事業として、745万円計上しておりました。これに加えて今回743万円の新たな計上をお願いするところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

非常に我々のほうからすると見にくいというのか、予算の使い方についてもちょっと見にくいような状況だと思うんですね。結局1,480万円以上になるということで、この予算が果たして、効果的な話をする、インバウンドという話をされるんだとは思いますが、そのあたりの効果っていうのがなかなか我々に見えにくいというのか、ですので、予算が少ないか多いかという判断もしかねるというようなことを感じるんですけれども、そのあたりのちょっと御答弁をいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

当初、745万円で見込んでいたところっていうのが、イギリスで日本の外務省が展開するジャパンハウスでの出展・展示PRというのを想定していました。それから、ロンドンである旅行博、こういったものに出店できないかっていうところで、合わせて745万円というのを当初計上しておりました。今回補正に当たりましては、この出店PRに併せて、在英国、イギリスにある日本大使館でのレセプション、関係事業者とかを集めてセミナー・レセプションが調整の中でできる見込みが立ってまいりましたので、これに係る現地での準備もありますので、そういったことを含めた業務委託料を柱に743万円を計上させていただいたというところでございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

説明を聞くと大事な事業だなということはよく分かるわけでありますが、この事業がやはり伊勢市にとって、そのインバウンドがこれによって、極端な話、10万人来るようになりましたとか、そういった結果というのがなかなか我々も分からないわけで、そのあたりのことの後追いをさせていただきたいと思います。それは今から補正で倍額になるわけでありますから、当初の予定どおり、この誘客が進んだよという結果をきちっと整理をして、報告ができるようにやっていただきたいと思います。そのことをお願いを申し上げまして質問を終わります。

◎岡田善行委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款8観光費を終わります。

以上で、議案第49号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第49号 令和8年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設委員会関係分」については原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第67号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和8年度～令和9年度橋梁架替（上部工）工事（A1～P3）】の受託事業契約について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の134ページをお願いします。

134ページから136ページの「議案第67号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和8年度～令和9年度橋梁架替（上部工）工事（A1～P3）】の受託事業契約について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第67号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第67号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和8年度～令和9年度橋梁架替（上部工）工事（A1～P3）】の受託事業契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第68号 高向小俣線道路整備工事の請負契約の変更について】

◎岡田善行委員長

次に、137ページをお開きください。

137ページから138ページの「議案第68号 高向小俣線道路整備工事の請負契約の変更について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第68号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第68号 高向小俣線道路整備工事の請負契約の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第72号 市道の路線の認定について】

◎岡田善行委員長

次に、158ページをお開きください。

158ページから161ページの「議案第72号 市道の路線の認定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第72号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第72号 市道の路線の認定について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【観光振興に関する事項】

〔伊勢市の宿泊税導入について〕

◎岡田善行委員長

次に、「観光振興に関する事項」についての御審査を願います。

「伊勢市の宿泊税導入について」当局から説明を願います。

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入について」を御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

1、「宿泊事業者等への説明会の概要」です。

説明会を開催するに当たり、市内宿泊事業者に対しまして、139事業者へ御案内し、関

係者含めまして、50名が御出席いただきました。

次に、2、「説明会での質問・意見及び回答」です。

重複しました質問・意見もございますので、主な内容を分類、整理しております。

なお、詳細につきましては、市ホームページへ議事録を掲載させていただいております。

まず、そのうち（1）税制度に関することにつきましては、「日帰り観光客が多いため、免税点を導入すると観光客全体に占める宿泊税を負担する割合が更に減り、不公平となるのでは」という御意見や、「観光目的ではない宿泊者や長期滞在者に免税が必要では」という意見がありました。

その回答としましては、「免税点についてはこれまでの説明会等における低廉な価格帯の宿泊への配慮を求める意見を踏まえまして再検討に至った」ということ。また、長期滞在等の誘客につきましては、「免税ではなく、キャンペーン等の宿泊促進をする宿泊税の使途として整理して考えていく」という旨を回答しております。

次に、（2）特別徴収事務や負担軽減に関することにつきましては、インターネット上だけで取引を行う旅行会社、いわゆるOTAやクレジットカードの決済、そういった手数料の運用状況というのを踏まえますと、「実質的に特別徴収義務者が宿泊税分の手数料を負担することになる」という御意見がありました。

また、「免税点を設定することで素泊まり料金と食事代等を分ける事務の煩雑さや、税の申告内容の適正性への懸念、事務負担が増える」という御意見もありました。

その回答としては、「OTA手数料等の負担に係る経費を直接補填する形で税を充てることはできない」ということ。「そのためにも、宿泊者や宿泊事業者のメリットと感じていただけるような具体的な使途案をお示しさせていただきましたので御理解いただきたい」ということや、「申告の適正性の確保は先行自治体の例も参考に継続して検討していく」旨を回答しております。

次に、（3）目的・使途に関することです。

免税点の設定により、「免税となる宿泊者や特別徴収に関連しなくなる宿泊事業者も生じるが、宿泊税を活用した市の事業の補助対象となるのか」という御質問や「宿泊客や宿泊施設もメリットのある使途が重要なので、今後、予算割合も示してほしい」というような御意見があり、また、宿泊増加に向けた目標や成果に関する質問がございました。

宿泊税の使途として想定する市の補助事業の対象者などに関しては、今後の具体的な制度設計で検討していくことや、宿泊施設が直接メリットを感じる使途に関し、説明会時点で細かな内容や予算規模を示すことは難しいものの、意見の意図を踏まえまして検討していくこと。また、宿泊増加への目標は観光振興基本計画の進捗管理で成果も含め検討・検証する旨回答しております。

次に、（4）その他ですが、総務省同意の処理基準に対する考え方や、駐車場使用への課税、こういった考え方はどうかという御提案もいただきました。御意見につきましては記載のとおり回答させていただいております。

次に、3ページを御覧ください。

3、「意見を踏まえた宿泊事業者への支援や税制度等（案）」でございます。

（1）宿泊事業者への支援、そのうち①宿泊税システム整備費補助金ですが、これまでお示しした内容と同様でございます。宿泊税導入に伴い、必要なシステム改修等に対し

10分の10、交付限度額50万円を支援したいと考えます。

次に、②特別徴収事務報償金、そして、③観光振興に対する協力金でございますが、先行自治体の例や総務省への事前協議を参考とさせていただきます、特別徴収事務報償金として3%、宿泊者への宿泊税を活用した事業に関する質問への対応や、本市の観光施策への協力等に対し、同額の3%を観光振興に対する協力金として交付したいと考えます。

次に、(2)免税点の設定です。

市内139宿泊事業者の皆様に対しましてアンケートをお願いして、60件の回答をいただきました。アンケートの結果を踏まえまして、低廉な価格帯の宿泊に対する負担感を考慮することとし、素泊まり料金で5,000円を免税点と設定したいと考えます。

なお、資料4ページ、別紙1には、アンケートの結果を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

次に、(3)宿泊税の使途案でございます。

資料5から7ページ、別紙2のうち、6ページ、7ページ、そちらを御覧いただきたいと思います。

具体的な使途案として、①から⑦ということでお示ししております。

①から③は便益が市の全体に及ぶ事業、④から⑦は宿泊者や宿泊事業者が直接受益者となるような事業を整理しております。

このうち、④から⑦につきましては、宿泊税分のOTA手数料の負担等が新たに発生するという宿泊事業者の意見を重く受け止め、宿泊事業者の理解を得るためにも、宿泊税の税収の2割以上に相当する内容を検討させていただきたいということで事業を進めたいというふうに考えます。

また、毎年度の検証に加えまして、5年ごとに全体の制度設計も見直すことも想定し、今後も宿泊事業者の御意見も伺いつつ検討していく考えでございます。

次に、4、「税収の見込み」でございます。

令和7年の統計に基づく宿泊者数を前提に、宿泊税の今後5年間の延べ税収見込みをお示しさせていただきました。今後の宿泊者や宿泊施設の増加に伴う影響というのはプラスアルファということで記載をさせていただいております。

最後に、5、「今後の予定」でございます。

7月以降に、宿泊事業者への説明会等を行いたいと考えております。また、今後、制度設計、条例案、必要となる予算の検討を深めまして、8月以降の産業建設委員会、総務政策委員協議会等で御報告をさせていただければと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

この間の説明会も私参加させていただきました。そこでいろんな事業者の方々の声も聞

かせていただいたんですが、まず、今まで宿泊税については一律200円を取ると、免税点はないという前提で話が進んできていたかと思います。それはやはり、どの事業者にとっても平等に200円を徴収するということをずっと主張されてきたところで、前回の説明会で免税点が出てきたということでございます。

そうすると、じゃあ今までの説明はどうだったのかというところでかなり疑問も出ているかと思うんですが、このあたりのことはどう御説明されるのか、御説明いただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

免税点についてなんですけども、当初免税点なしの定率200円ということで御説明もずっとさせていただいてきたんですけども、アンケートとかも取らせていただいて、低廉な価格帯の宿泊施設への配慮っていうことで、ちょっと免税点のほうの検討を導入させていただいたということになります。以上です。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それは分かるんですけど、そうすると今までは一律200円だった。それで平等が保てるんだっていう話だったと思うんですけど、その説明はどういうふうにされるんですかという質問なんですけど。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

確かに税の三原則、公平・中立・簡素っていうのがあるんですけども、確かに免税点を入れることで、取る方と取らない方っていうのが実際発生してきます。

ただ、アンケートの結果、全体の9%程度っていうことで、そんなに多くないっていうことも分かりましたので、免税点を入れるような形で現在は検討を進めている状況です。以上です。

◎岡田善行委員長
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そうすると、それで納得されない方も出てくるかと思うんですけど、そこはどうされる

わけですか、今までの説明と違うじゃないかと。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

前回の事業者説明会では免税点を導入するということで、一応御説明させていただきました。今日5,000円ということでお示しをさせていただきました。

この後、金額も含めて事業者の方に御理解を求めさせていただこうかなとは思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そうすると、今まで主張してきた、その平等の原理と言うんでしょうか、みんなから取るっていったところの、今までの説明はどこに行っちゃうのか分からないんだけど、そこはどういうふうに説明されるおつもりですか。

◎岡田善行委員長

総務部長。

●辻村総務部長

免税点とそれから税の公平性について御質問いただいておりますかというふうに思っております。

私どもといたしましては、税制度は先ほど参事が答弁させていただきましたとおり、まずは公平性を保つということがまず第一義的な課題であるというふうに考えております。

しかしながら、今回このような形で説明会、そして事業者様の生の御意見もいただく中で、一定、低廉な価格帯への配慮というのも看過できないということで、いろんなことを、税收等もいろいろ検証した結果、このたび免税点を設定したいということでお示しさせていただいたところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そのことについては、今後の説明会でもしっかり説明をされていくということでよろしくございますでしょうか。

◎岡田善行委員長

総務部長。

●辻村総務部長

仰せのとおりでございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

それから、宿泊税の使途の案についてなんですが、3番目の具体的な施策の中に、主要駅周辺の受入れ環境の向上っていうのがありまして、その中に「伊勢市駅周辺での手荷物預かり機能について拡充します」とありますけれども、以前予算の関係でも預かり所を増やしたらどうかというようなことを提言させていただきましたが、これは「機能」というふうになっているんですけれども、これはどう違うのか御説明いただけますでしょうか。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。今御紹介いただきました手荷物預かり機能、「機能」という表現を使わせていただきましたことにつきまして御説明させていただきます。

手荷物預かりに関しましては、伊勢市駅前に手荷物預かり場という施設がございます。こちらで集中的に受入れをさせていただいているところではございますけれども、施設のキャパ、そういったものも含めると、例えば、近隣の施設をお借りして、そちらのほうと共同で運営する、あるいは運用次第ですけれども、駅の中が、例えば仮にですけれども、空いてきたときにそこに追加でロッカーを置く、いろんなパターンが考えられるかと思えます。

そういったものを、選択肢を踏まえながら検討していきたいということで案内所の改修とか、そういったものに限った考え方ではないという意味合いで「機能」と記載をさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

分かりました。それから同じところなんですけれども、「伊勢市駅・宇治山田駅および二見浦駅周辺の歩いて楽しめる観光を進めるため」ということになっていきますけれども、やはり宇治山田駅とか伊勢市駅の周辺を夜に歩いてみますと、ほとんど真っ暗といいますでしょうか、早い時間にお店が閉まってしまうと、一方で宿泊客を増やすという施策を持つていくのであれば、やはり外国人にとっても、やっぱり、いわゆるナイトスポットです

か、そういったところの拡充も求められるのではないかというふうに考えますけれども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。こちら近年の宿泊客、特に伊勢市駅周辺にお泊まりの方々かと思うんですけれども、「外食をするために夜どこに食べに行こうかっていうことで迷ってらっしゃるよ」という声を宿泊事業者さんからもいただいたりもしております。民間事業者様のお力がないとなかなか拡充ができないものの、そういったものをビジネスチャンスとして広げていくっていう可能性は十分あるかと考えております。

その中で、まずは宿泊税を活用するかどうかは別としまして、食の楽しみっていうのは重々重要だと考えておりますので、こちらは引き続き宿泊税活用のことも含めましてですけれども、重要課題として今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○青沼陽一郎委員

分かりました。ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宮本委員。

○宮本晃委員

この宿泊税の案件なんですけど、これまで今日で、こういったこの場で議論や報告がされるのはもう10回ぐらいになると思っています。また、私もこの議員になってから、この宿泊税の件は今日でもう3回目ですかね。そういったところで、これまで私、この宿泊税については考え方とか、御質問してこなかったんですけど、今日はちょっとさせていただきます。

まず、宿泊税について、自分の考え方とか、見解をお聞きしたいんですが、先日私一般質問のほうで式年遷宮を見据えた観光防災についてというところをさせていただきました。

その思いからこの宿泊税は観光振興のためだけではなくて、観光防災をもっと明確に位置づける自治体として、全国的にもほとんどありませんが、伊勢市においてこの観光防災の視点を、観光客の命の安全を守るっていう財源にもっと活用すべきであると思うんです。今日も東北のほうで地震がありましたけど、また台風も近づいてます。年々こういった風水害、それから南海トラフ地震の発生が危惧される中で、伊勢市が全国に先駆けて、この観光防災を宿泊税の重要な使途として位置づけてはどうかと思うんですが、市の見解をお願いします。

◎岡田善行委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。観光と防災、こちらの観点につきましては近年の地震の状況等々から非常に重要な部分というふうに考えておりまして、観光基本計画にも防災の部分は位置づけをさせていただいているところで、この４年間もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で、今回お示しした資料にも、資料の７ページになります、別紙２の具体的施策の④に安全安心かつ快適な宿泊促進事業というふうに記載させていただいておる中で、例えばですけれども、宿泊者が被災した場合のことを想定した備蓄等の推進というのにも考え方に入れさせていただいているところでございます。

こういった意味合いからも重要視しているということでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員

ありがとうございます。たしか一般質問の答弁の中に帰宅困難者に対しての、また新たな取組ってというのが市長の回答にありましたが、それがここに含んでおるのかなと思っております。

今そうやっておっしゃられたんですが、今回の資料の２ページの（３）の回答の中で、「現時点で個々の事業予算の規模感を説明することは難しいです。これまでのご意見も踏まえ、宿泊者や宿泊事業者にメリットのある事業について検討していきます」ということも書かれておりまして、今御紹介あったこの４番の安全安心かつという事業も含んでおるんですが、そういった中で、先ほども私言いましたけど、全国に先駆けてこの伊勢がっという思いから、この３ページの３番の意見を踏まえた宿泊事業者への支援や税制度等（案）の（３）の宿泊税の使途（案）について書かれております。毎年度、「宿泊者や宿泊事業者が受益者となる」、「２割以上の予算として配分する」ということが今回初めて表現されていますが、この２割以上というを私の先ほどの思いからもっと上げてはどうかと、そういった思いですが、見解はどうですか。

◎岡田善行委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。３ページの今委員が御紹介いただきました宿泊税の使途案についての２割以上という表現をさせていただきました、その背景を少し説明させていただきますと、これまでの説明会等で特に民泊の方々からすると、事前決済あるいはＯＴＡを活用した宿泊がメインであるというところもあったりしますと、そうするとＯＴＡ手数料、

カード決済手数料、例えばO T Aでいけば、大手のところを活用されているとか、海外系の強いところ、いろいろあるんですけれども、10から15%、例えばかかると、そうすると、カード決済で3%かかる。そういったものを積み上げていくと約2割ぐらいいはかかってくると思います。あとそれに人件費はかからずというふうに想定で話をさせていただきます。

その中で、そういったことを考えると、その方々の思いを酌むと2割以上という表現をちょっとさせていただいたところがありまして、必ずしもO T Aを活用しないところもありますので、全てが当てはまるわけではないんですけれども、そういった背景から記載をさせていただいております。

その中で、委員仰せの観光防災が重要じゃないかという御私見もあろうかと思いますが、違う施策に対して重要じゃないかって思う方もいろいろあろうかと思いますが、このあたりは全体の制度設計で、まずは今の背景の中で今回お示しした具体的施策の④から⑦、宿泊事業者さんに寄り添ったような施策に対しまして割合を当てていきたいということ、まずは説明をさせていただきたいということで書かせてもらっただけでして、観光防災が今後さらに最重要になってくるのであれば、当然高まってきますし、他の重要課題が出てくるとちょっとバランスを取っていかないといけない。そういったことは個々にまた判断をさせていただければと思っております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

ありがとうございました。丁寧な説明だったと思いますが、今のそういった説明を、今後宿泊事業者さんのほうに引き続き丁寧に説明をされて御理解をいただければと思っています。

私に関しましては、今後、令和15年の式年遷宮に向けて観光客はますます増える中で、この宿泊税の導入というのは行政コストを賄うという点では、私は推進してほしいという意見を持っておりますので、今後、何回も繰り返しますが、伊勢市が全国初の観光防災型の宿泊税を目指す、そういったところに挑戦していただきたい、そういった思いです。終わります。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

中村委員。

○中村栄治委員

すみません、ちょっと順番に幾つか確認させていただきたいことがあります。

まだ案の段階ではあると思うんですけれども、特別徴収事務報償金の3%ですが、これはずっと3%という形で変更なく続けるイメージでいいですか。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

導入後5年間は3%で変わらず出させていただく予定です。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

ありがとうございます。元々2%とか6%とかって言うところの部分やと思いますが、取りあえず5年間は3%ということで理解させていただきました。

次に、この観光振興に対する協力金、これも同等のパーセントでっていう、こちらもずっと同じような形で5年間続いていくような形になりますかね。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。こちら観光振興に関する協力金、今回初めてしっかりお示しをさせていただいたんですが、先行事例を踏まえながら、宿泊税導入に対して、その後につながる観光の政策の周知等々というのは追加で出てくる、そこの部分を今までちょっとごっちゃにさせていただいたところがありましたので、しっかり観光振興に御協力いただく体制として、このパーセントを同じに出したいという思いでございます。

したがって、特別徴収事務報償金も同様なんですけれども、全体の制度設計を見直すときには状況を見て考えるけれども、基本的には3%は同じような形で継続するものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

ありがとうございます。同様に免税点の5,000円という方も5年ごとに見直されるという形でいいんでしょうかね。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

おっしゃるとおりです。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

ちょっと細かく聞かさせていただきました。ありがとうございます。

ちょっと私が思うところというのは、この免税点をつくってしまったことによって、この宿泊税の使途の中で2割以上の予算、これ計算してもらっている、これ年間で3,000万円ぐらいっていうのを宿泊事業者に対して御協力いただいておりますので還元していこやうっていう金額だと思うんですね。その中で、一番気になるのは、この免税点の方っていうのは、この2割以上の3,000万円の御返還を頂ける権利っていうのが、ちょっと言い方が悪いかもしれないんですが、ないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

先ほどの説明でいうと、観光振興に対する協力金というのが、これもその方ら、免税点の方らにとっては、要は恩恵が受けられる部分ではないので、この上から確認させてもらった順番でいくと、この2割以上っていう振り分けの中で不平等感っていうのが調整していただいている方とそうでない方っていうふうに出てきて、必ず意見交換会では、ここがまたバチバチとしてしまうところじゃないのかなと思うので、こちらの御説明をよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。こちら④から具体的な施策④、⑦、種類を幾つか分けさせていただいておりますけれども、例えば⑤のクーポン事業みたいなキャンペーンにつきましては何千円以上のお宿みたいなことの指定ができるかと思っておりますが、内容によってはどういう施策をしていくかっていうのを、対象をあえて広げようという場合は当然ながら宿泊税のありなしにかかわらず宿泊所全体に対して、してきた話の時はそうなんですけれども、説明会の中でも、やはり宿泊税に直接関連しなくなるような事業者さんに対して、そういう補助事業をやるのはやっぱり不公平感があるという声もありますので、そういった背景も踏まえた上で、当然ながら予算の制度設計は考えていきたいというふうに考えております。

また、併せまして今おっしゃっていただきました特別徴収事務報償金、観光振興協力金、こちらにつきましてはデータの取り方なんですけれども、宿泊税をお納めいただいた数に応じてっていうふうに考えますと、結果的には当然ながら還付のような形は納税いただいている方々には及ばないというのはもう明らかになるかなと思っております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

中村委員。

○中村栄治委員

御説明ありがとうございます。恐らく今までの説明会、意見交換会の流れを見とると、ここがすごい摩擦になるような懸念が正直あるんですね。できれば皆さんがまとまってお話する場ではなくて、そのような御説明はもう事前に個別でされたほうがいいんじゃないかなと思いますので、それをちょっとまた御注意いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

森下委員。

○森下知世委員

おはようございます。

中村栄治委員の質問されたことの追加で質問したいんですけど、免税点事業の5,000円の安価なホテルの方たちの中で、こういう恩恵を受けたいからうちは払いたいですっていう方がいらっしゃった場合はどうされる予定ですか。免税やけど、私のところもこういう1年を通じた宿泊観光事業とかのメリットを受けたいので全然払うのいいですよっていう人たちは払えるんですか。

それとも、5,000円以下のところは自動的に払わなくていいというか、払いたいていう事業者があった場合はどうされるか教えてください。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

免税点を入れるか入れないかっていうこともあるんですけども、免税点を入れて5,000円以下の宿泊料金ということで設定していただければ、当然申告も不必要になりまして、報償金・協力金というのはお支払いすることはなくなると思います。

あと補助の関係については、ちょっと今後どのように対応していくかっていうのは検討の余地はあると思います。以上です。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

今ちょっと補助の部分の話がありましたので、少し追加で御説明させていただきますと、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今までの説明会の御意見の背景を踏まえると、宿泊税を財源とした事業に対して、やはり払ってない方々に対する恩恵を厚くするということはなかなか御理解を得にくいというところもございます。

ですので、補助事業等を組み立てるときにはそういったところは重々考えながら制度設

計をしたいと考えておりますので、併せて訂正させていただきます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

総務部参事、今の森下さんの質問は徴収を許されるのか、できないのかという話ですので、その点だけもう一度お答えしたってください。

総務部参事。

●森本総務部参事

すみません、5,000円の免税点を設けた場合は、もう5,000円以下であれば徴収義務は発生しませんので、宿泊税を支払う必要はなくなります。

○森下知世委員

分かりました。ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

今日の表明を受けて、以前から非常に悩ましいところというのが大分整理されてきたかなというような印象を受けました。

ただ、先ほども免税点をつくるということは、宿泊税の中の下のほうの免税をつくるということは、宿泊の単価が1万5,000円、2万円というような単価がまた増えるというような状況のまちも今発生をしてきました。

だから、200円から1,000円ぐらいまでは取るんやというようなことで、いやそういうことであれば、さっきも言った不公平感というんですかね、それもずいぶん緩和されたり、計算しておった予定の宿泊税に対する収入というのか、それも読めるかなというような気がするんですけど、最近この数か月の中で、議会の議論が行われて、議決があったというようなものをちょっと見てみると、やはり200円から1,000円ぐらい取るというようなこともあってしておるんですよ。

だから、そういう考え方っていうのも、きちっと入れれば、1万5,000円、2万円、どのあたりにするかは別としても、1,000円を頂きますよっていうことになってくると思うんですけど、そのあたりの導入についてはどのような考え方を持っていますか。

◎岡田善行委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ちょっと全体のことで私から御説明させていただきますが、観光に関する宿泊税の活用については、まず先ほど全体の制度設計の検証の中で再検討していくというのは5

年スパンというふうなお話をさせてもらいました。

しかしながら、当然毎年検証していくという場を持っていこうと考えております。その中で近年の物価上昇あるいは近隣自治体の状況、そういったものも踏まえて状況が変わっていくと思いますので、当然ながら一部「応能負担の考え方はどうや」ということも御意見もいただいている背景もありますので、そのあたりを今後の課題としてしっかり持ちながら、まずは公平・中立・簡素の中で、今まで簡素を重視してきまして、一律定額としていた。その中でも一部の低廉な価格帯に配慮して、免税点を設けざるを得ないというふうな判断を今回させていただいて、御提案をさせていただいているものの、段階的定額制等々を排除すべき考えではございませんので、こういったものは引き続き継続的な課題として考えていきたいと思います。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そのあたりというのは、宿泊税を収入することによって、観光事業のどの部分かに予算が振り分けできるなということがスタートだったと思うんですね。だから免税点を設けるのは、それは今までの説明会の流れの中で必要なことであって、免税点をつくることで宿泊事業者のほうも手間がかからないんで喜んでおるところもあると思うんですけど、今後の話としては、やはりそのあたりのことをきちっと収入、収税としてね、きちっとそれだけの予算を見込めるかどうかというところにかかってくるので、やはり財源のほうのことも少し頭に入れながらやっていただきたいなとこんなことを思います。

それともう一点、ちょっと悩ましい話があって、5,000円の免税点というのは、素泊まりが5,000円ということになっておると思うんですね。そうすると、例えば宿泊の顧客に対するアピールとしては7,000円だけでも、うちは朝食つきやとか、7,000円だけでも、うちは夜の分だけは入ってますよと、夕食の分がね。というところもあろうかなということになったときに、7,000円やから宿泊税が発生するかということではなくて、2,100円、実は朝食代として見込んでおるので、4,900円やということになってくると、これまた免税が発生することなので、今の調査された単価っていうのも非常にそのあたりが微妙だなということで読ませていただいたんですけど、そのあたりというのは、免税を設けることによって、やはり公平性というのがだんだん薄くなってくるんかなというようなのも当局も感じられたと思うんですけど、考え方としては7,000円であろうが、8,000円であろうが、素泊まりが4,900円やというところにちょっと疑問が出るんだけど、そのあたりっていうのはなかなか調査するわけにいかんし、御本人の申告によってなされてくる問題だとは思うんですけど、どのような考え方でこれを解決していくかということは非常に悩ましいなと思いながら聞かせていただきました。ちょっとお答えをいただけませんか。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●森本総務部参事

確かに素泊まり料金と食事代を分ける必要が出てきます。基本的には宿泊事業者の皆様の申告を信頼させていただくことを前提としております。

ただし、ちょっと意図的な、一律公平性を欠くような事態がもしあるようであれば、地方税法に基づく税務調査っていうのも適正にさせていただこうかなとは思っております。

この制度の運用に関しまして、宿泊事業者の御理解と御協力っていうのが不可欠ですので、導入前にはその辺も含めて丁寧に適正な申告が行われるよう説明のほうさせていただこうとは思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

回収っていう話はいかんね、集金をするほうから見ると、やはり制度的にそうっておるからそういう人はおらんやろうということを言いたいと思うし、そのように思うんやけれど、そういうことを工夫して5,000円以下の免税になるということにしたときの、200円取っておるのか、取っていないのかちょっと分かりませんが、そのあたりっていうのは市の職員さんではなかなか限界があるというのか、やはりこれは宿泊事業者の人の性善説に立ってやってもらわないといかん話なので、なかなか言いにくいんですけど、そういうことが発生するかどうかっていうときの検査なり監査なりするということをどのように進めていくのかなということを非常にこれは考えると、なかなか悩ましい話なんですけれど、きちっとやりますとはお聞きするんですけど、調査をするというのはなかなか難しいと思うんやけれど、どういう調査を積み上げて、そういうことの結論を見いだしていくんですかね、もう一度お答え願えませんか。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

一応、地方税法のほうで帳簿の管理っていうのを義務づけさせていただく予定になります。そういう、もし不正があるようなことがあれば、現地のほうに出向いて帳簿の、ネットとかで、その宿泊料金が幾らで出てるかとか、いろんな総合的に、あと先行市の事例も参考にしながら、もし調査をするっていうことになれば、いろいろ考えて工夫してやっていきたいと思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

やはり免税点を設けるということは、先ほどから青沼さんも言っていたように、公平性にやっぱりすごく議論が出てくると思うので、そのあたりの免税が5,000円やというところについては、しっかり確認できるような、後追いできるような形のものをやっていただきたいと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「伊勢市の宿泊税導入について」を終わります。

「観光振興に関する事項」については、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。本件については引き続き調査を継続いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

◎岡田善行委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

【内宮周辺駐車場のあり方に関する事項】

〔政策提言の実施について〕

◎岡田善行委員長

次に、「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」に入ります。

「政策提言の実施について」御協議願います。

本件につきましては、6月1日の本委員会において、委員から様々な意見があり、その意見を取りまとめることになっております。

また、6月15日の議会のあり方調査特別委員会において、各常任委員会ごとに政策提言を取り組むことが確認されております。

事前に意見を取りまとめた資料を共有させていただいておりますが、今後、この資料を

基に政策提言として進めていきたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

それでは政策提言の内容について自由討議を行いたいと思いますので、御意見のある方は御発言をどうぞ。御発言ございませんか。

森下委員。

○森下知世委員

提言の中に「交通環境への効果を十分に検証するとともに、その検証結果及び地元住民との調整の経過を市議会に報告する」というところに付け加えていただきたい点があるんですが、情報公開した中で、駐車場再編事業手法検討業務委託報告書っていうのが令和7年9月に日本工営都市空間株式会社より出ているんですが、その中で、今回新しくA Bのゲートを新設して、その効果を見るっていうところに、この資料の中ではE T C対応ゲートを入れた場合っていうのがありまして、ちょっと読ませていただきます。

「E T C対応ゲートを設置することで出口渋滞を大幅に緩和することが可能である。一方で、過年度報告における時間帯別駐車場台数の検討からピーク時、1時間当たり出庫台数を駐車場容量の16%に相当する台数と仮定すると、最も大きいB 5駐車場では630台掛ける16%イコール101台／時間となる。精算機1台当たり80台／時間の処理が可能と仮定すると、事前精算機を複数配置することで、E T Cでなくても出口渋滞を緩和可能である」という文章があるので、こういう交通渋滞を図るときに、こういうがあるので、どれぐらい台数が減ったらどうするかっていうことも考えていただくような提言の中に入れていただければなと思ひまして発言しました。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

この提言の内容ですけれど、書いてある文章はそのままなんだと思うんですけど、今、当局側の態度は住民の理解があろうがなかろうが、今の立地場所にしとくということを行うと思うんですよね。だから、立地場所の再度検討までという話はやっていないわけですよ。だからA Bの駐車場の再編によって、交通渋滞がずいぶん緩和されるだろうと。それは我々も緩和されると思うけれど、それでも足りないよということで、また立地をここへっていうことであれば、請願等々をもらっておる反論にはならんわけですよね。それは地元の住民が「あの場所はやめてくれ」と言うところわけやから、だからそういう再編とともに立地の場所っていうのを建てるのであれば、別のことを考えてもらわないかなっていうことをやはりきちっと提言をしておかないと、それは何か当局側が決めた場所に持っていくために我々が提言を出しておるみたいな話になるわけですよ。

それと、一般の伊勢市民の人があそこで37億円の経費をかけて建てるということはもう

ほとんどの人が知らない。知ったからといって、我々議会としては、その37億円が駐車料金でみんな賄いをするんやということを言うとするわけですよ。だから市税を使わないと、税としては、そのほかの税金を持ってくるというようなことにはならないということを彼らは言うておるんやけども、実際のそのシミュレーションを我々見たことないんです。本当にどれぐらいの収入があって、あったときにはこうなるといようなこともシミュレーションを見たことない。A Bの駐車場も今回再編するんだけれど、再編して何かをするにしても、その費用というのは幾らかかるということも、これも我々知らないです。

だからこの提言書としては、あんまり効果がないような話になってしまうので、産建としては、もう方向が違つか分かんけれども、別の場所に駐車場を構えるなら構えるような方向やないといかんぐらいの話をせんとですね。今のままの話であれば、当局側に追隨する話だけ残ってしまうわね。

市営駐車場のA Bの駐車場の再編については、我々もやって確認してくれと、それで交通渋滞がどれぐらい緩和されるんかっていうことを見極めたい、それはそう思います。でも費用どれだけかかるんやということは何にもまだ知らされてない。そこへ来て、それがうまいこといったら、やはりうまいこといくっていうのは当局側がこれでもまだ渋滞があるもんで立体駐車場が必要だっていうことを言うてくると思うんよ。それを言うてきたときに、いやいや、それは立体駐車場を建てるなら、もう一度立地の場所まできちっと議論をしてくれと、今のところは館町の人には同意しないよといような話でしょ。いやそのほうがすごい分かりやすいんだと思う。だからシミュレーションのこともやっぱりきちっと載せてしてほしいね。我々なんかこうやるもんで、ああやるもんでっていうことを聞いて、同意しとるといのは、議会としては非常にまずい。あなたらは同意したやないかって言うて開けてみたら、5億円も6億円もかかんのといような話かも分かん。だからそういう支出の面とか、やはり改修をしていくといことであれば、それに対する収入、支出っていうのもきちっと読める分だけきちっと予定をもらってやっていかないと、まるっきり分からんとこへ突っ込んでいくことになると思いますから、提言を書くならそういうことをやらないと、当局側に追隨するような提言をしても意味がない。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ほかに発言もないようですので、お諮りいたします。

ただいま取りまとめた内容の政策提言を参考とするように市長に対して提言を行いたいと思いますが、今いろいろな意見がございました。また細かい意見につきまして、体制については正副委員長で一応御一任させていただき、また文面を作らせていただき、また発表させていただきたいと思いますが、そのように取り計らいをさせてもらってよろしいでしょうか。

○宿典泰委員

ある程度相談をしてください。私も発言しとるから。

◎岡田善行委員長
森下委員。

○森下知世委員
まとめていただいたら、また委員会は開く……

◎岡田善行委員長

委員会というか、まず提言書をこのようにさせていただきたいというふうに、まず今回みたいには出したいと思います。

その中で、もし異論があったり、また話の内容について委員会でしなければならないと思いましたが、またそのときお諮りいたしますので、そのような形でよろしいでしょうか。
御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

なお政策提言の実施については正副議長と相談し行いたいと思います。

以上で、政策提言の実施について終わります。

「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

以上でご審査いただきます案件の審査を終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

上記署名する。

令和 8 年 6 月 25 日

委 員 長

委 員

委 員